

平成 19 年

第 2 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成19年 2 月21日 (水) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第2回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	4
○ 2月21日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	8
会期を定めることについて	8
議案審議	9

宮古島市告示第8号

平成19年第2回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成19年2月14日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1 期 日 平成19年2月21日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議案件

- (1) 平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）
- (2) 平成18年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- (3) あらたに生じた土地の確認について
- (4) 字の区域の変更について
- (5) 平良第一小学校校舎改築工事（建築1工区）請負契約について
- (6) 平良第一小学校校舎改築工事（建築2工区）請負契約について
- (7) 平良第一小学校校舎改築工事（建築3工区）請負契約について
- (8) 議決内容の一部変更について

宮古島市告示第9号

平成19年2月14日付け招集告示（宮古島市告示第8号）の付議案件で下記の案件について、取り下げる

記

案件 （8）議決内容の一部変更について

理由 沖縄県と地番の修正、字別の地積内訳の確認及び図面等の調整が生じたため

平成19年2月15日

宮古島市長 伊志嶺 亮

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 3 号	平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	市 長	平成19年 2月21日	平成19年 2月21日	原案可決
議案 第 4 号	平成18年度宮古島市老人保健特別会計補正 予算（第3号）	”	”	”	”
議案 第 5 号	あらたに生じた土地の確認について	”	”	”	”
議案 第 6 号	字の区域の変更について	”	”	”	”
議案 第 7 号	平良第一小学校校舎改築工事（建築1工区） 請負契約について	”	”	”	”
議案 第 8 号	平良第一小学校校舎改築工事（建築2工区） 請負契約について	”	”	”	”
議案 第 9 号	平良第一小学校校舎改築工事（建築3工区） 請負契約について	”	”	”	”

開会日に応招した議員

仲	間	明	典	君	新	城	啓	世	君
池	間	健	榮	”	上	地	博	通	”
新	里		聰	”	平	良		隆	”
山	里	雅	彦	”	龜	濱	玲	子	”
佐	久本	洋	介	”	上	里		樹	”
砂	川	明	寛	”	與	那	夕	ズ	子
棚	原	芳	樹	”	下	地		智	”
前	川	尚	誼	”	豊	見	山	恵	栄
與	那	嶺	誓	”	富	永	元		順
池	間		豊	”	富	浜			浩
宮	城	英	文	”	下	地	秀	一	”
眞	榮	城	彦	”	下	地		明	”
嘉	手	納	学	”	池	間	雅	昭	”

平成 19 年

第 2 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成19年 2 月21日 (水)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成19年第2回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成19年2月21日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 議案第3号 平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第5号) (市長提出)
" 第 4 " 第4号 平成18年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第3号) (")
" 第 5 " 第5号 あらたに生じた土地の確認について (")
" 第 6 " 第6号 字の区域の変更について (")
" 第 7 " 第7号 平良第一小学校校舎改築工事(建築1工区)請負契約について (")
" 第 8 " 第8号 平良第一小学校校舎改築工事(建築2工区)請負契約について (")
" 第 9 " 第9号 平良第一小学校校舎改築工事(建築3工区)請負契約について (")

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成19年第2回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成19年2月21日（水）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
2月21日	水	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

平成19年第2回宮古島市議会臨時会会議録

平成19年2月21日

(開会=午前10時25分)

◎出席議員(26名)

(閉会=午前11時18分)

副議長(22番)	下地智君	議員(14番)	眞榮城徳彦君
議員(2〃)	仲間明典	〃(15〃)	嘉手納学
〃(3〃)	池間健榮	〃(16〃)	新城啓世
〃(4〃)	新里聰	〃(17〃)	上地博通
〃(5〃)	山里雅彦	〃(18〃)	平良隆
〃(6〃)	佐久本洋介	〃(19〃)	亀濱玲子
〃(7〃)	砂川明寛	〃(20〃)	上里樹
〃(8〃)	棚原芳樹	〃(21〃)	與那覇夕ズ子
〃(9〃)	前川尚誼	〃(22〃)	豊見山恵栄
〃(10〃)	與那嶺誓雄	〃(23〃)	富永元順
〃(11〃)		〃(24〃)	富浜浩
〃(12〃)	池間豊	〃(25〃)	富浜浩
〃(13〃)	宮城英文	〃(26〃)	下地秀一
		〃(27〃)	下地明
		〃(28〃)	池間雅昭

◎欠席議員(1名)

議長(1番) 友利恵一君

◎説明員

市長	伊志嶺亮君	城辺支所長	饒平名建次君
助役	下地学	上野支所長	砂川正吉
総務部長	宮川耕次	水道局次長	砂川定之
企画政策部長	久貝智子	消防長	伊舎堂勇
福祉保健部長	上地廣敏	教育長	久貝勝盛
経済部長	宮國泰男	教育部長	長濱幸男
建設部長兼下地支所長	平良富男	生涯学習部長	二木哲
伊良部総合支所長	長濱光雄	教育施設課長	友利悦裕
平良支所長	狩俣公一		

◎議会事務局職員出席者

事務局長 下地嘉春君 議事係 栗国忠則君
 次長 荷川取辰美 庶務係 友利毅彦
 補佐兼議事係長 砂川芳徳

◎副議長（下地 智君）

ただいまから平成19年第2回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時25分）

本日の出席議員は25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

副議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去る1月18日、宮崎市において、第40回南九州市議会議長会総会が開催され、議長が出席いたしました。総会では、沖縄県市議会議長会提案の道路特定財源の確保についての補足説明を行いました。また、南九州市議会議長会は、今回で解散することが決定されました。

次に、1月26日、那覇市において、沖縄宮古郷友会の新年会並びに叙勲・褒章等受賞祝賀会が開催され、議長が参加し、郷友の皆様と懇親を深めました。

次に、2月9日、那覇市において、第130回沖縄県市議会議長会臨時総会が開催され、出席いたしました。

次に、2月14日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第2回臨時会の招集告示通知がありました。また、同日付で友利恵一議長より、病気療養についての届け出がありましたので、読み上げます。「私儀、去る1月27日、狩俣集落センターの落成式典の途中、体に異変を感じ、徳州会病院に駆けつけたところ、入院が必要とのことで、救急車で宮古病院に搬送され、その日より入院加療中であります。主治医によると、約3カ月程度の治療が必要とのことであります。早期復帰に向け努める所存であります。議員諸侯のご健康とご活躍を祈念申し上げます」。

次に、2月15日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第2回臨時会招集告示の付議案件の変更告示通知がありました。

次に、2月19日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第2回臨時会に付議すべき議案の送付がありました。また、同日は午前10時に議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日2月21日の1日とするのが適当であると決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎副議長（下地 智君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において富浜浩君と亀濱玲子君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日2月21日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日2月21日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第3号から日程第9、議案第9号までの7件を一括議題として、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(伊志嶺 亮君)

平成19年第2回宮古島市議会(臨時会)に提出しました議案について、その概要及び提案理由をご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案2件、議決議案5件の合計7件であります。

最初に、議案第3号、平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

今回の補正は、19万8,000円の補正増であります。その主なものについて、歳入から説明いたします。

11款地方交付税は、19万8,000円の補正増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。4款衛生費は19万8,000円の補正増で、宮古島市老人保健特別会計繰出金の増であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ334億6,279万6,000円と定めてあります。

議案第4号、平成18年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、4万円の補正増であります。その主なものについて、歳入からご説明いたします。

4款繰入金は19万8,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

6款諸収入は15万8,000円の補正減で、老人医療給付費国庫負担金の減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。2款諸支出金は4万円の補正増で、老人医療給付費県負担金返還金の増であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市老人保健特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,451万7,000円と定めてあります。

以上で一般会計及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第5号、あらたに生じた土地の確認について。島尻漁港地域水産物供給基盤整備事業の公有水面埋め立てにより、本市の区域内に新たに土地が生じたので、確認するため本案を提出します。

議案第6号、字の区域の変更について。島尻漁港地域水産物供給基盤整備事業の公有水面埋め立てにより、本市の区域内に新たに生じた土地を宮古島市平良字島尻西原の区域に編入するため、本案を提出します。

議案第7号、平良第一小学校校舎改築工事(建築1工区)請負契約について。宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするので、本案を提出します。

議案第8号、平良第一小学校校舎改築工事(建築2工区)請負契約について。宮古島市議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするので、本案を提出します。

議案第9号、平良第一小学校校舎改築工事（建築3工区）請負契約について。宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするので、本案を提出します。

以上、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎副議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎池間雅昭君

お伺いいたします。

議案第7、第8、第9についてでありますけれども、まずですね、これらの指名業者の選定に当たってですね、どのような基準に基づいて指名を行ったのかをご説明をお願いします。

それと、共同企業体、いわゆるJVで発注をしているわけですが、この1工区、2工区、3工区のいわゆる第7、第8、第9号の案件につきまして、A群、B群、C群あるわけですが、それについての指名業者名をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

それから、新聞報道等によりますとですね、いわゆる指名された業者が辞退を申し出たというふうなことが報道されているんですけれども、理由は何だったのか。そしてですね、指名選定委員会でこのことについてなぜ気づけなかったのか。新聞報道でいろいろ書いてあります。これらのことについてですね、特に指名選定委員長の助役からお話をお伺いしたいというふうに思っております。

それと、同じくこれ三つの議案についてですが、予定価格と最低制限価格が設定されているならば、その予定価格と最低制限価格の説明を求めます。そして、落札率、大体その予定価格にやっていますね、何%で落札をされているのか、これもお願いをいたしたいというふうに思っております。

◎建設部長兼下地支所長（平良富男君）

指名については、まず登録している業者を中心に、今度の工事はほとんどがA級の建築資格を持っている業者でございます。これ3工区で分けていますので、1工区で14社掛けるの3名ですので、42業者。3工区までありますから、掛けるの3。それで、ほとんど資格を持っている方を指名しております。そして、請負金額がですね、2,500万以上についてはですね、3カ月以上の雇用関係にある主任技術者及び管理技術者を専任で配することが要件となっております。

そういう関係でですね、今回辞退している方、業者が何件かあります。これは、当然入札前にですね、入札時における提出書類という形でやっていますので、まずは積算見積もりの提出と、先程説明した資格を持っている技術者がちゃんと配置されていますよということでやっています。というのはですね、これ入札前にやっているということは、落札した後ですね、資格のない業者がいたらもっと最初から入札やり直しになりますので、だから指名選定委員会でも一々ですね、この業者が資格あるかという調査はしません。当然最初にそれはもう吐露されていますので、資格を持っていると書類の中では交付していますので。

ただ、その後いろいろその会社の事情によって退職したりすることはあり得ますので、だからそれを防ぐために入札時における提出書類についてチェックをしております。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

予定価格と最低制限価格、それから落札額の割合ですが、1工区、予定価格が3億345万8,250円。最低制限価格2億5,186万5,000円。落札額ですが、2億5,186万5,000円。先程申し上げました予定価格は、入札比較価格、これに消費税を入れた額ですが、業者に提示した額は2億8,950万ちょうどです。

2工区の方ですが、予定価格、これも消費税込みの額を先に申し上げますけども、3億145万5,000円。最低制限価格2億5,264万8,000円。これは、消費税抜きの額です。それから、落札額ですが、これも消費税抜きで報告します。2億5,264万8,000円。割合で88%です。

（議員の声あり）

◎教育施設課長（友利悦裕君）

落札割合ですか。1工区は87%です。

3工区申し上げます。予定価格、これも消費税込みの額で申し上げます。1億9,141万5,000円。それから、最低制限価格、これは消費税抜きでありますので、1億6,224万7,000円です。落札価格、これは消費税抜きの額を申し上げますと1億6,224万7,000円。割合は、予定価格の89%ということであります。

◎副議長（下地 智君）

ほかにございませんか。

（「いやいや……」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

まだある、答弁漏れが。

（「指名業者の名前」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

指名業者。

（議員の声あり）

◎副議長（下地 智君）

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午前10時37分）

再開いたします。

（再開＝午前10時44分）

◎池間雅昭君

今の業者の差しかえの問題ですけれども、入札前の書類審査の段階でいわゆる資格のない者については、これ常に役所の都合で差しかえることできるわけですか。法的に大丈夫かということですよ。要するに一たん指名しましたよね。これはあえて言うんだけど、例えばこの平一小学校については基本設計と実施設計の入札、落札の段階でおかしなことが起こっているわけです。指名されたら入札権を行使する権利があるわけですよね。ただ、この場合JVだけれども、共同企業体だけれども、A群のメンバーは持っている、しかしB、C群が不適切だというふうな場合に、この業者をね、普通はその共同企業体結ぶ場合に、

JV結ぶ場合には、お互いに話し合ってきますよね。役所でこれこれこれと一緒にいなさいということはないわけなんです。今回の場合には、この資格審査を通して指名されているというふうに思っているわけですから、お互いに業者は、きちっとみんなで組んできたわけですね、共同企業体ね。だから、皆さん方その書類審査の段階で資格がないというふうなことで業者を差しかえるわけね。その際に、業者を差しかえる際にはどういうふうな形でやるんですか。例えばAという群にある会社があってメインはいるわけですから、そのB、C群の中でね、ある1社不適切な、不適当な資格のない業者が入っている。じゃ、これ除きますね。そのかわりの業者はどういうふうにして決定するか、これは。そして、その業者について、そのメインの要するに共同企業体を組んでおる各社に対して、資格を持っている業者に対してはどういうふうな方法で説明をし、その共同企業体を成立をさせているのか、その経過をね、ちょっと説明していただきたい。

それとですね、多分合法的だと思うんだけど、こういうふうなことがあっては本当にいけないですよ。資格もない者を指名すること自体が私はおかしいと言うんであって、助役のコメントにもあるように、今後ちゃんと精査をして、資格があるのかどうか。これからどんどん、どんどん校舎の新築というのは出てくるわけですから、学校現場、体育館と、そういったものも出てくるわけですから、そういった審査に当たってはきちっとやってもらいたいと思うんですけども、助役、いかかですか。それについてのご見解をお願いしたいと思います。

それと、今の最低制限価格を聞いているとね、何か2工区、3工区最低制限価格と落札額がもうぴったり一致しているように聞こえるんだけど、そのとおりですか。すごい見積もりだね。いや、端数まで最低制限価格と落札価格がぴったり一致するというのは、ちょっとあり得ない話だと思うんですけどもね、最低制限価格漏れたんじゃないの。これはちょっと腑に落ちません。最低制限価格より普通はね、上ですよ。それがぴったり、特に3工区なんか1億6,224万7,000円、落札額も1億6,224万7,000円。2工区も同じですよ。2億5,264万1,000円が同じ落札だ、これはそれぞれ見た場合ね。このようにぴったり合致するということはあり得るんでしょうかね。これについての見解を助役からお願いしたいというふうに思っておる。今の数字が正しければだよ。今回の落札率見ていると、自由なね、競争入札が行われているというふうに見受けられます。いわゆる今問題になっている談合というのはないように見受けられるんですけども、この最低制限価格と落札額がぴたっと端数まで一致していることについては疑義を持たざるを得ませんので、これについてのご説明もお願いします。

◎建設部長兼下地支所長（平良富男君）

先程も答弁しましたが、業者のチェックですよ、これは入札前に書類を提出することによってチェックするんですよ。というのは、最初にもう業者登録リストに、この業者は県の審査を受けてもう登録できますよと、資格がありますよということですので、例えば建築でいいますと、今宮古の登録業者で65、土木が79、電気39。A、B、C、D、そうすると345業者があります。その業者というのは、当然資格があるという形で私たちは見えていますので、だからそれを防ぐためにその積算見積書の提出とか、それから主任技術者及び管理技術者の資格のある職員がいるかという、これでチェックをしています。だから、指名選定委員会ですね、一々この会社はいるかということはやりません。この書類の提出でできますので。

それから、先程辞退した業者についてはですね、一応はという、一応持ち回り決裁でやりますので、

1業者出た場合ですね。その場合はですね、例えば資格のあるA業者がいますよね。それを当てはめます。当然例えば登録、建設の場合は業者数が65、少ないですので、今回は14掛ける3掛ける3ですから、当然重複する部分があります。それで、指名入札できるような指名の仕方をやっています。

(議員の声あり)

◎副議長(下地 智君)

しばらく休憩いたします。

(休憩=午前10時51分)

再開いたします。

(再開=午前10時51分)

(「議長、ちょっと休憩お願いします」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午前10時51分)

再開いたします。

(再開=午前10時53分)

◎教育部長(長濱幸男君)

平一校の校舎改築については、入札が大変公正であるということのご理解いただいたということですが、ただ最低制限価格が金額がぴったりだということは不可解だというお尋ねがございました。この3工区ともですね、工事の内容が大変似ているということはお承知のとおりでございます。それで、入札の公平さを期すために、平良市のときからなんです、宮古島市になってから予定価格の公表ということを進めておりますので、先程お答え申し上げたように予定価格については事前に指名された業者は全員よく存じ上げております。それから、このことも明らかになっておりますけれども、最低制限価格の上限というのが90%であるということも業者の方々全員ご承知でございます。それと、あわせてそういう大きい工事に当たりましては工事費の見積もりを義務づけております。したがって、この工事がどれくらいであるだろうということについて、直接工事費、直工についてはどれくらいであるということについても、それぞれの業者が自分なりに設計書を見ながら見積もっていただいております。そういうこともありまして、その最低制限の比率そのものが90を下回るわけですけれども、今回87、88、89という形で出ておりますし、またご指摘のように最低のところになっておりますけれども、今度の入札の結果はその最低制限を下回った業者も何社かおりますので、当然その方は結局無効ということになります。そして、今回最低制限の金額になったのは、いわゆる同額でなったのが、3社の方が2工区ですね。2人おったのが1工区なんです、だからそういうことでそれぞれが抽せんの中で最終決定をしたといういきさつになっております。したがって、極めて偶然な数字の位置だというぐあいに理解をしております。

◎池間雅昭君

いや、予定価格は公表します。当然ですよ。最低制限価格のそのパーセントについては、工事によって違うわけでしょう。90%じゃ決まっていないよね。物によっては85%もあるし、80%もあるわけですよ。だから、その最低制限価格が90%というの、これ公表するわけですか。公表するわけ。これじゃ最低制限

価格すぐわかるじゃない。それで、その最低制限価格より低く額を出すことおかしな話でしょう。このパーセントについては、多分公表はしていないと思うんですね。しかし、工事によって90%なり、85%なり、80%、ひどくなると平良市時代には75%超えるのもあったわけですよ。聞いているの、そういうふうだね。ほんとかどうか知らないけど関係者の方からそういうふうな話聞いています。ただ、工事によって違うし、これ何%ですよ、最低制限価格はこの予定価格の何%だと言えればみんな出すじゃないですか。これ公表したらいかんでしょ。これを公表したらおかしな話ですよ。だから、それについてはちょっとわからないから、今90%というふうにおっしゃったんだけど、工事によって分かります。ということは、これを公表してしまうと最低制限価格わかってしまうと。当然最低制限価格以上でなければ、これは工事は手抜き工事とかね、そういった以下だったら手抜き工事を考えるということで切るわけですから、失格ですよ。だから、最低制限価格とぴったりというのがね、おかしなということなんですよ、端数までぴったりというのが。そこにそういったパーセントも含めて最低制限価格が漏れているんじゃないですかと聞いております。皆さん当然ないと言うでしょう。そうじゃなければぴったしというのは出るはずないんですよ、幾ら積算能力あっても。

(「それと複数おる」の声あり)

◎池間雅昭君

うん。複数出たんでしょ、それが。同じ額が複数いたということですから、2社も3社もいたということですからこれを抽せんでやると。そこにね、恐らく皆さん方の方から何らかの形で漏れたということの、それしかももう思えないですね。何社も出たわけだから、それが。これどうですか、助役、指名委員長として。市長も。これ最低制限、幾ら積算能力があったとしても、一つの工区に対して2社も3社もぴったしカンカンの同じ額が出てそれ抽せんでやるということはですね、どう思います。これについてのご見解を市長と助役にね、賜りたいと思う。市長でいいな。お願いします。

◎教育部長（長濱幸男君）

ちょっと舌足らずな部分がありましたので、補足させていただきたいと思います。

議員ご指摘のように、最低制限価格を公表しておりません。ただ、65から90%までの最低制限価格の枠がありますよということは公表しております。そして、工事ごとにその最低制限価格というのは案を決めますけれども、この場合でも、今回の場合は14の一つの共同企業体がそれぞれ入札に参加するわけですが、その14の共同企業体が抽せんによりましてその代表の方を決めていただいて、この代表の方がくじ引きによりまして最低制限価格をどうするかということを決めますので、これはその入札後でないと最低制限価格の割合というのはわかりません。これは、しかもそこに集まっている14の共同企業体が最低制限価格の抽せんによりまして幾つかの案がありますので、それで決めてやりますので、そういうことで公表はしておりませんし、そして入札後でないと最低制限価格というのはわからないようになっておりますので、そのことをつけ加えさせていただきたいと思います。

(議員の声あり)

◎副議長（下地 智君）

しばらく休憩いたします。

(休憩＝午前10時59分)

再開いたします。

(再開＝午前11時00分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

お答えします。

最低制限価格は入札時に抽せんで決めますので、これが先に漏れるということはありません。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎副議長（下地 智君）

休憩します。

(休憩＝午前11時00分)

再開します。

(再開＝午前11時05分)

◎新城啓世君

同じ関連しまして質問したいと思いますが、今さっきのお話なんですけども、入札予定価格の最低制限価格のパーセントを書いた封筒が三つあるわけですよね。そうでしょう。三つの封筒あります。もしその中に同じ数字が、三つとも数字だったらこれわからないですよね。これは、三つとも知らせるんですかと。この封筒何%、この封筒何%ということは言いますか。ということは、これやろうと思えばできるんだ、これは。今の数字の合致からすればですね、もう何ぼでも疑えるんですよ。これはもうどうしようもない質問ですけども、そういったことも考えざるを得ないということですね。

ではですね、これ聞きたいことは、きのう請負契約書の差しかえをしました。最初の契約書には年月日が入ってまして、当然これはもう収入印紙すべて印鑑押しているわけですよね。多分この契約書は、月日の入った契約書というのは有効だと思うんですよ。これをなぜ差しかえたのか。差しかえるに至る手順ね、どういうふうはこの契約書をつくりかえたのか、この説明をお願いしたいと思います。

◎教育部長（長濱幸男君）

議案差しかえという事態になりまして、大変申しわけございません。大きくは、仮契約月日の日付を入れてありました。それからもう一つは、債務負担行為の特則について触れていなかったものを入れました。

なぜ当初の案で仮契約の月日を記入したかといいますと、2月の16日に入札をいたしまして、その落札者と契約を交わしましたけれども、この契約書というのは議会で議決を経なければ有効にならないよという文言を入れました、したがって現時点では仮契約書であるというような理解のもとで記入いたしました。この記入につきましては上部機関、しかるべき県の施設課の、助成係の指導もいただきまして、こういったことについての事例がありますということでやりましたので、適正という形で準備をいたしました。

二つ目の債務負担行為の特則につきまして入れなかったのは、その契約書と一緒にあります約款の中で、いわゆる業務委託契約の約款の中に18年度に支払うべき金額と19年度に支払うべき金額の額を入れてあります。そして、あわせて昨年の3月の定例議会で平成18年度の一般会計予算を議決していただいたときに、平一校の校舎の7億2,000万余につきましては債務負担行為をいたしますということの議決をしていただいております。そういうことで、平成18年度の予算書の議決され、公表もされているということ、いわゆる債務負担行為としてですね、平一校の校舎につきまして。そして、あわせて業務委託契約の約款の中に

もこの支払いについて19年度にもまたがりますということが入っているということがありまして、今日議決いただく様式の中には触れていなかったということでございます。この件についても、そういう形で進めているという市町村もありますという指導を受けておりますので、適正なものとして事務局としては準備をしたところでございます。

ただ、どうしても市長部局等、あるいは会計課等も含めまして、いわゆる契約してから2週間以内に前払金の支払いの問題など会計処理上の問題が出てまいります。そういうことがありまして、日付の問題についてはいわゆるそういう疑義を生じないようにするためにより適正な様式がいいのではないかと。中身の問題じゃなくて、様式としてこれを改めた方がいいのではないかとという市長部局の指導もありますし、市長部局との協議の結果、その日付をとるとということと、それから特則、いわゆる債務負担行為についての特則を入れるということで手直しをいたしまして、きのう議案の差しかえをいたしましたことでございます。そういうことで、16日の入札から時間が少なかったということもありますけども、これは決して言いわけにはなりませんので、きちっとした段取りができなかったことについてはおわび申し上げ、ご理解を賜りたいと思っております。

◎新城啓世君

いきさつにつきましてよくわかりますけども、問題はね、この事務処理の仕方。一たんこれ契約書つくったわけですね、日付の入った契約書。そこにちゃんと8万円の収入印紙も張ったわけですよ、みんなね。そういったことをつくっておきながら、それを新たに日付のない契約書をつくることになったわけですよ。だから、その手順、どういうふうにしてこの契約書をつくったかということですよ。ただ、この日付を消して、コピーしただけなのか、あるいは新たに契約書を作成して、印紙も張って押印したのか、この事務処理の仕方を教えてもらえます。

◎教育部長（長濱幸男君）

契約書につきましては、新たにつくりかえたということでございます。

◎新城啓世君

8万円の印紙を張った契約書をつくりかえられたわけですから、これも役所の不手際が、契約の仕方の不手際によって業者が8万円負担することになるのかな。そうなりますか。一たん押印した印紙は使えないでしょう。どうですか。その処理の仕方についての見解を市長に求めます。そういうふうな事務処理の仕方についてのご見解をお願いします。

◎教育部長（長濱幸男君）

印紙税法によりまして、その契約書の効力をまだ発しないものにつきましては取りかえもできるということを知っておりますので、そのように負担を強いられないで措置する段取りをしております。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時14分）

再開いたします。

（再開＝午前11時14分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

教育委員会と市長部局の調整が十分じゃなくてこういう事態に至ったことを市長としておわびしたいと思います。

◎副議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております7件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において即決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第3号、平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これで討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、平成18年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これで討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、あらたに生じた土地の確認についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

これで討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第6、議案第6号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

これで討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第7、議案第7号、平良第一小学校校舎改築工事(建築1工区)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

これで討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第8、議案第8号、平良第一小学校校舎改築工事(建築2工区)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

これで討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第9、議案第9号、平良第一小学校校舎改築工事(建築3工区)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

これで討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本臨時会に付議された案件の審議はこれを全部終了いたしました。

よって、平成19年第2回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

(閉会=午前11時18分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成19年2月21日

宮古島市議会

副議長 下地 智

議員 富浜 浩

” 亀濱 玲子